

平成 28 年 10 月 28 日

社会福祉法人中心会 理事長様

神奈川県保健福祉局福祉部長



指導監査の結果について（通知）

平成 28 年 10 月 4 日に、貴法人が設置する施設の運営等について老人福祉法第 18 条第 2 項に基づく実地監査を行った結果、次の事項（以下「文書指摘事項」という。）に改善が必要と認められるので、通知します。

文書指摘事項及び監査当日口頭で指摘した事項について、理事会に報告し、所要の改善措置を講ずるとともに、文書指摘事項については、その改善状況を本通知到達の日から 60 日以内に、理事会議事録の写しを添えて当職あてに報告してください。

今後とも福祉サービスの向上に努めるとともに、施設での支援に当たっては、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の意向、希望等を尊重するなど、人権に配慮した積極的な取り組みをお願いします。

1 指導監査実施日及び指導監査実施施設

特別養護老人ホーム えびな南特別養護老人ホーム
養護老人ホーム えびな南養護老人ホーム

2 文書指摘事項

(1) 給食原材料は確実に保存してください。

(2) 契約について、競争入札によらず業者を決定している事例が認められたので、経理規程に基づく入札手続を行ってください。

なお、随意契約で行う場合は、その理由を稟議書等により明確にしてください。

問い合わせ先

高齢福祉課福祉施設グループ 荒木

電話 045-210-1111 内線 4833

ファクシミリ 045-210-8874

(参考)

現地において職員が口頭で指摘した事項

(2 施設共通)

1. 労働基準法第 36 条の労使協定による時間外労働の制限を越えて、職員に時間外労働をさせていたので、改善してください。
2. 経理規程の定めに従い、契約書を作成すべき契約については契約書を作成してください。